

カワサキ会計事務所ニュース

令和3年12月号 第17号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおura3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

12月の税務カレンダー

国民健康保険 第7期
固定資産税 第3期

12月29日(水)から1月4日(火)まで
カワサキ会計事務所はお休みします

長崎市ホームページより



インボイス制度(適格請求書等保存方式)を理解していこう (その2)

1. 仕入税額控除の要件(買い手側の留意点)

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合(下記(2)参照)を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

(1) 帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、現行と同様以下のとおりです。

- ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨) ④対価の額

(2) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が**免除される取引**
 - ア 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満のものに限ります)
 - イ 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満のものに限ります)
 - ウ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります)
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除く)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品(棚卸資産に限ります)を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

(注) 現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、これらの規定は廃止されます。

<2020国勢調査から..生産年齢人口13.9%減!>

総務省は11月30日、2020年国勢調査の確定値を公表しました。経済活動の主な担い手となる生産年齢人口(15~64歳)は7508万7865人となり、5年前の前回調査から226万6232人減った。2.9%減となっている。ピークだった1995年の8716万4721人に比べ13.9%少なくなっている。

生産年齢人口の減少は就労人口の減少をもたらすため、女性や高齢者の就労拡大によって、人口減を補って来たが、就労拡大にも限界がある。就労人口の減少を補う、もう一つの手段としては、労働生産性を向上させることです。日本の労働生産性(労働時間あたりベース)の伸び率はアベノミクス下の12年から19年まで年平均1.1%と一定の改善があった。それでも20年時点で1時間あたりに生み出す付加価値は48.1ドルと主要7か国(G7)で最低である。経済協力開発機構(OECD)各国平均の54.0ドルも下回る。(日本経済新聞記事参照)

岸田内閣の次年度以降の政策に、労働生産性の向上に向けた予算配置等を期待したい。